

# 地方分権論 B

## (地域公共経営論)

2017 年度秋学期

第 5 回 (資料)

2017. 10. 27 (金)

第 4 限 (14:45~16:15)

於 3 号館 608 号室

片木 淳

[katagi@waseda.jp](mailto:katagi@waseda.jp) (◎は@)

次回までに、(討論資料)

公共施設等総合管理計画の策定をめぐる国会論議 (平成 26 年 5 月 13 日、参議院・総務委員会議事録抜粋)

(本資料の最後に掲載) を読んで、研究しておくこと。

## 1 「選択と集中」と大都市圏域の重要性

「山下祐介は、「増田レポート」（上記創成会議の提言）は「人口減少」や「自治体消滅」を突きつけ、人々の認識を揺るがせつつ、「安倍政権でさえ越えるのを躊躇している変革のハンドルをさらに一步大きく踏み出させ、改革ラインをもはや引くに引けないものへと押し進めようとする画策のように見えなくはない」（P.111）と批判している（山下祐介『地方消滅の畏——「増田レポート」と人口減少社会の正体』（ちくま新書））。

確かに、いたずらに危機感をあおるだけでは、問題の解決にならないばかりか、かえって事態を悪化させる点のあることは指摘の通りであり、冷静かつ科学的・客観的な状況の分析と政策の樹立が必要である。

しかし、かといって、山下が指摘するように「なくなってよい地域などない。残るところはすべて残す」（同書 P.190）というスローガンを漫然と唱えるだけでは同書が批判する「地方が自滅していくのを黙って眺めるだけのもの」になりかねないのではなからうか。「増田レポートの人口ダム論には、（人口の）回帰をとらえる視角がない」ことは事実だとしても、それでは、回帰に期待し、これを促進するだけで問題の解決策になるのか、ということも冷静に考えていく必要があるだろう。

この点、政府の今回の地方創生総合戦略も、総花的であり、上述の人口目標の下で、すべての地域を創生させようとしているようであるが、経済のグローバル化により地域間競争が激化する中、競争力強化とイノベーションの推進という観点から、地域圏の中心都市が地域発展の牽引車としてその役割を果たしていく機能の重要性が指摘されていることを忘れるべきではない（拙著「ドイツにおける大都市制度改革の現状と課題—都市州（ベルリン・ハンブルク・ブレーメン）と中心都市・周辺地域問題—」（自治体国際化協会・比較地方自治研究会））。

第30次地方制度調査会の答申でも、地方中枢拠点都市を中心とする広域連携を進め、我が国の経済をけん引する役割を力強く果たしていくことが求められていると指摘され、総務省も答申を踏まえ「地方中枢拠点都市」構想を推進している（第4章「地方中枢拠点都市と定住自立圏構想」）

創成会議の「元気戦略」では、「選択と集中」の考え方を徹底して、人口減少という現実  
に即して最も有効な対象に投資と施策を集中することが必要であるとするのに対して、  
政府の地方創生総合戦略では、上述のように、総花的に、すべての地域が人口を維持す  
べきと考えているようであり、その点、認識がまだまだ甘いといえよう。 」

【出典：片木編著『地方行政キーワード』「地方中枢拠点都市と定住自立圏構想」（ぎょうせい）】

## 2 「連携中枢都市圏」

### 2.1 「連携中枢都市圏」の経緯

<b>施策概要・目的</b> ○重複する都市圏域概念を新たな都市圏に統一 ○地域連携による経済・生活圏の形成を推進し、「一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点」づくりを行う	<b>2020年KPI</b> ○地方の自主性に基づくものであることを尊重しつつ、全ての対象都市圏が形成されるよう努める ○地方版総合戦略を踏まえ、「連携中枢都市圏」の圏域数の目標を設定 ○地方公共団体自らは、国の総合戦略を参考に、都市圏の特性を踏まえ、地域経済、高次都市機能及び生活関連機能に関する成果目標を設定
---	--

#### 施策イメージ

名称	地方中枢拠点都市圏	高次地方都市連合	都市雇用圏	連携中枢都市圏
担当省	総務省	国土交通省	経済産業省	総務省・国土交通省・経済産業省
目的	地方圏において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携して、集約とネットワーク化の考え方に基づき、「経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積」及び「生活関連機能サービスの向上」を積極的に果たすことにより、いわば「地方が踏みとどまるための拠点」を形成する	複数の地方都市等が、コンパクト化とネットワークの活用により、一定規模の人口を確保し、相互に各種高次都市機能を分担・連携	都市化や都市問題について研究するため、研究者及び政策担当者が幅広く利用できる新しい都市圏設定基準を提案	地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する
市町村の連携手法	連携協約の締結	自治体同士の連携協約を条件とするか等の具体的な制度設計は今後の検討事項	—	「連携協約」を活用するとともに、その他個別の法律や施策に基づき必要となる手続も活用
実績	9圏域で先行的モデル構築事業を実施中	なし	—	9圏域で先行的モデル構築事業を実施中
対象の条件等	61都市(圏) (①政令指定都市、新中核市、 ②昼夜間人口比率おおむね1以上を満たす都市を中心とする圏域)	60～70箇所程度(想定) (2010年時点で中心市人口10万人以上かつ交通1時間圏域人口30万人以上の都市圏が61箇所あるとの試算結果を踏まえ想定) (三大都市圏の11都府県を除く)	(1)中心都市をDID人口等によって設定 (2)郊外都市を中心都市への通勤率によって設定	来年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定させる なお、現行「地方中枢拠点都市(圏)」の要件に該当する都市(圏)は対象とする

#### 工程表(主要)

緊急的取組	27年度	28年度以降
○関係省庁の支援策(案)の明示	○中心都市等への交付税措置 ○地域経済分析システムや人口メッシュ推計など地域に関する情報の提供 ○補助事業採択における配慮 ○活力ある経済・生活圏の形成に向けた支援の検討	○中心都市等への交付税措置 ○地域経済分析システムや人口メッシュ推計など地域に関する情報の提供 ○補助事業採択における配慮 ○活力ある経済・生活圏の形成に向けた支援

【出典：総務省 HP「連携中枢都市圏構想の推進」(平成 27 年 3 月 19 日、総務省自治行政局市町村課)】

## 2.2 総務省の連携中枢都市圏構想と定住自立圏構想



【出典：総務省 HP「連携中枢都市圏構想の推進」（平成27年3月19日、総務省自治行政局市町村課）】

## 2.3 総務省 連携中枢都市圏の取組の推進

### 連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

### 連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① **圏域全体の経済成長のけん引**  
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② **高次の都市機能の集積・強化**  
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ **圏域全体の生活関連機能サービスの向上**  
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

### 連携中枢都市圏をいかに実現するか

- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- 平成26年度～平成28年度は、連携中枢都市圏の形成を推進するため、国費により支援(30事業)
- 平成29年度予算においても1.3億円を計上し、引き続き連携中枢都市圏の形成を促進
- 平成27年度から 地方交付税措置を講じて全国展開を図る

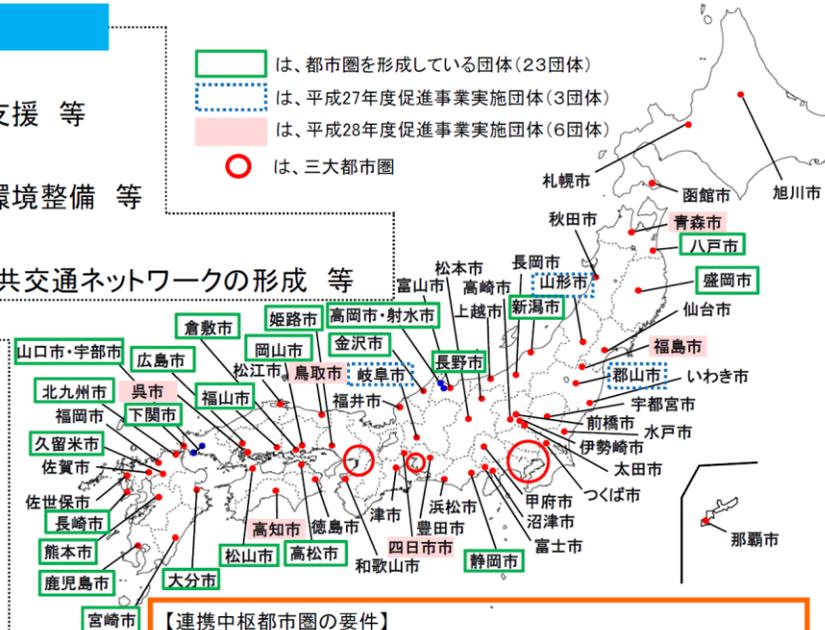
### 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢都市宣言

連携協約の締結

都市圏ビジョンの策定

- は、都市圏を形成している団体(23団体)
- は、平成27年度促進事業実施団体(3団体)
- は、平成28年度促進事業実施団体(6団体)
- は、三大都市圏



#### 【連携中枢都市圏の要件】

- ① 地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市(●)と、当該市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ ただし、①を原則除く都市圏であって、隣接する2つの市（各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市）の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、①の都市圏と同等の取組が見込まれる場合においてこれを含むものとする。

【出典：総務省 HP「政策 > 地方行政 > 地方自治制度 > 連携中枢都市圏構想」「連携中枢都市圏の取組の推進」】

## 2.4 連携中枢都市圏の形成の動き（平成 29 年 3 月 31 日現在）

圏域名 (連携中枢都市)	連携中枢都市宣言	連携協約	都市圏ビジョン	連携市町村	圏域人口等
1 播磨圏域連携中枢都市圏 (姫路市)	H27年2月13日	H27年4月5日締結式	H27年4月5日公表	【兵庫県】相生市、加古川市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、赤穂市(計:7市8町)	1,307,003人 (うち姫路市 535,664人)
2 備後圏域 (福山市)	H27年2月24日	H27年3月25日締結式	H27年3月25日公表	【岡山県】笠岡市、井原市 【広島県】三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町(計:5市2町)	857,212人 (うち福山市 464,811人)
3 高梁川流域連携中枢都市圏 (倉敷市)	H27年2月17日	H27年3月27日締結式	H27年3月27日公表	【岡山県】笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町(計:6市3町)	770,183人 (うち倉敷市 477,118人)
4 みやざき共創都市圏 (宮崎市)	H26年12月1日	H27年3月25日締結式	H27年5月12日公表	【宮崎県】国富町、綾町(計:2町)	428,089人 (うち宮崎市 401,138人)
5 久留米広域連携中枢都市圏 (久留米市)	H27年11月2日	H28年2月23日締結式	H28年2月23日公表	【福岡県】大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町(計:3市2町)	456,196人 (うち久留米市 304,552人)
6 みちのく盛岡広域連携中枢都市圏 (盛岡市)	H27年10月30日	H28年1月15日締結式	H28年3月25日公表	【岩手県】八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町(計:2市5町)	476,758人 (うち盛岡市 297,631人)
7 石川中央都市圏 (金沢市)	H27年12月4日	H28年3月28日締結式	H28年3月28日公表	【石川県】白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町(計:3市2町)	728,259人 (うち金沢市 465,699人)
8 長野地域連携中枢都市圏 (長野市)	H28年2月17日	H28年3月29日締結式	H28年3月29日公表	【長野県】須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町(2市4町2村)	543,424人 (うち長野市 377,598人)
9 下関市連携中枢都市圏 (下関市)	H27年9月30日	H27年12月18日 (形成方針策定)	H28年3月29日公表	【山口県】下関市 (合併1市圏域)	268,517人
10 大分都市広域圏 (大分市)	H27年12月22日	H28年3月29日締結式	H28年3月29日公表	【大分県】別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町(計:6市1町)	778,237人 (うち大分市 478,146人)
11 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏 (高松市)	H27年9月4日	H28年2月16日締結式	H28年3月30日公表	【香川県】さぬき市、東かがわ市、三木町、綾川町、土庄町、小豆島町、直島町(計:2市5町)	585,348人 (うち高松市 420,748人)
12 熊本連携中枢都市圏 (熊本市)	H27年6月18日	H28年3月30日締結式	H28年3月31日公表	【熊本県】宇土市、宇城市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、阿蘇市、高森町、山都町(計:4市10町2村)	1,123,424人 (うち熊本市 740,822人)
13 広島広域都市圏 (広島市)	H28年2月15日	H28年3月30日締結式	H28年3月31日公表	【広島県】呉市、竹原市、三原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町 【山口県】岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町(計:10市13町)	2,324,756人 (うち広島市 1,194,034人)

圏域名 (連携中枢都市圏)	連携中枢都市宣言	連携協約	都市圏ビジョン	連携市町村	圏域人口等
14 北九州都市圏域 (北九州市)	H27年12月24日	H28年4月18日締結式	H28年4月18日公表	【福岡県】直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、苅田町、みやこ町、上毛町、築上町 (計:5市11町)	1,394,457人 (うち北九州市 961,286人)
15 しずおか中部連携中枢都市圏 (静岡市)	H28年3月1日	H28年3月31日	H28年4月28日公表	【静岡県】島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町 (計:4市2町)	1,168,000人 (うち静岡市 704,989人)
16 松山圏域 (松山市)	H28年7月8日	H28年7月8日締結式	H28年7月8日公表	【愛媛県】伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町 (計:2市3町)	646,055人 (うち松山市 514,865人)
17 とやま呉西圏域 (高岡市・射水市)	H28年8月26日	H28年10月3日締結式	H28年10月3日公表	【富山県】南砺市、氷見市、砺波市、小矢部市 (計:4市)	443,151人 (うち高岡市172,125人、 射水市92,308人)
18 八戸圏域連携中枢都市圏 (八戸市)	H29年1月4日	H29年3月22日締結式	H29年3月22日公表	【青森県】三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町 (計:6町1村)	323,447人 (うち八戸市 231,257人)
19 新潟広域都市圏 (新潟市)	H28年12月16日	H29年3月28日締結式	H29年3月28日公表	【新潟県】三条市、新発田市、燕市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町 (計:6市3町1村)	1,258,878人 (うち新潟市 810,157人)
20 岡山連携中枢都市圏 (岡山市)	H28年8月9日	H28年10月11日締結式	H29年3月28日公表	【岡山県】津山市、玉野市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、和気町、早島町、久米南町、美咲町、吉備中央町 (計:7市5町)	1,170,158人 (うち岡山市 719,474人)
21 山口県央連携都市圏域 (山口市・宇部市)	H28年11月28日	H29年3月30日締結式	H29年3月30日公表	【山口県】萩市、防府市、美祿市、山陽小野田市【島根県】津和野町 (計:4市1町)	628,836人 (うち山口市197,422人、 宇部市169,429人)
22 長崎広域連携中枢都市圏 (長崎市)	H28年6月10日	H28年12月27日締結式	H29年3月30日公表	【長崎県】長与町、時津町 (計:2町)	501,860人 (うち長崎市 429,508人)
23 かごしま連携中枢都市圏 (鹿児島市)	H28年10月31日	H29年1月19日締結式	H29年3月31日公表	【鹿児島県】日置市、いちき串木野市、姶良市 (計:3市)	753,518人 (うち鹿児島市 599,814人)

【出典：総務省 HP「政策 > 地方行財政 > 地方自治制度 > 連携中枢都市圏構想」「連携中枢都市圏の形成の動き 一覧表】

## 2.5 播磨圏域連携中枢都市圏の取組

### 圏域形成に至った経緯

- ・ 播磨広域連携協議会を構成する13市9町に「新たな広域連携モデル構築事業」への参加を呼びかけ、近隣の7市8町が参加。
- ・ 総務省「新たな広域連携モデル構築事業」モデル都市に選定され、播磨圏域経済成長戦略会議等の開催を重ねて、平成27年4月には連携する6市8町と連携協約の締結及び播磨圏域都市圏ビジョンの策定を行った。
- ・ 平成27年12月には、新たに赤穂市との連携協約の締結を行った。

### 苦労した点

- ・ 「合併の前段階ではないのか」、「連携中枢都市のみが活性化するのは」といった懸念から連携に慎重な意見もあったが、実際に足を運んでの丁寧な説明など粘り強く協議や説明を行うことで、圏域の実現に繋がった。
- ・ 自治体によっては、1部署、1担当が多岐に渡って事業を担当しており、具体の事業の打合せに、いつも同じ職員が来る事態を避けるため、特に経済関係の連携事業は姫路市の各課で同じ日に打合せを設定して対応した。



### 圏域全体の経済成長のけん引

#### 播磨地域ブランド「豊穡の国・はりま」事業について

播磨圏域が取り組む地域ブランド「豊穡の国・はりま」の育成に向け、東京浅草の商業施設「まるごとっぽん(平成27年12月開業)」への姫路・はりま圏域のアンテナブース出展(来館者平成28年7月末で317万3,000人)や姫路城のお膝元で開催した大物産展(来場者2日で5万人)等に取り組んでいる。費用は姫路市負担。



#### 圏域の企業誘致の促進

圏域への企業誘致を促進し、産業振興・雇用確保を図るため、各市町の地域経済、工場適地等、企業誘致環境のポテンシャルに関する調査及び広域企業誘致パンフレットの作成等を行う。

また、姫路市においては企業誘致に際し、企業のニーズに合わせて連携市町の情報(土地情報・優遇制度)も提供することで、圏域内への立地を促進している。

当初、姫路市単独で実施した企業誘致活動で面積条件を満たす工場適地がなかったが、宍粟市の土地情報や優遇制度を紹介した結果、立地が決定した事例がある。費用は姫路市負担。



【臨海部に集積する企業群】

### 高次の都市機能の集積・強化

#### JR姫路駅前の整備とネットワークづくり

播磨圏域の中心にふさわしい都心づくりに向け、JR姫路駅周辺において、魅力ある商業施設や付加価値の高いサービス産業、国際的・広域的な情報交流を促進するコンベンション機能を備えた施設の設置などを検討。

### 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

#### 図書館の相互利用促進事業

8市8町の圏域内住民であれば全37館・約407万冊の図書がいずれ図書館においても貸し借りができる仕組みを構築。平成28年7月からは蔵書の共通検索システムを導入。利用登録者は平成28年8月末時点で姫路市2,237人、他市町6,389人の計8,626人。

運営費は各市町が負担する。

#### 成年後見支援センター運営事業

姫路市が成年後見制度の相談支援、普及啓発、市民後見人の養成研修等を実施するため設置・運営している「成年後見支援センター」(姫路市社会福祉協議会に委託)について、圏域内の神崎郡3町における住民等も対象とし、共同利用の形で相談業務等を行う。

運営費は姫路市が負担する。

【出典：総務省 HP「政策 > 地方行財政 > 地方自治制度 > 連携中枢都市圏構想」○「連携中枢都市圏の主な取組事例」より抜粋】

## 2.6 高梁川流域連携中枢都市圏の取組

### 圏域形成に至った経緯

- 高梁川流域は、7世紀後半に吉備国を三分して設けられた備前国、備中国、備後国のうち備中国領域とほぼ圏域を同じくし、この流域圏は、13世紀以上を経ても地域間の強いつながりが引き継がれている。
- 昭和29年3月:「高梁川流域連盟」を設立。産業や文化・教育など流域全般の文化向上に寄与する取り組みを不断に推進。平成25年10月:60周年記念サミットを開催し、今後の流域活性化のため、連携をより強固なものとし、まちづくりにかかる課題解決に共同で取り組むことを宣言。

### 苦勞した点

- 関係者(倉敷市市内及び市議会議員、連携市町の職員・議員、圏域内の産学金官民の各関係機関等)に対し、地方自治法改正に基づく新たな広域連携による連携中枢都市圏形成の必要性について理解を得るため、きめ細やかな説明を行うよう努めた。



### 圏域全体の経済成長のけん引

#### 高梁川流域観光振興事業

圏域内の観光客増加・周遊促進、外国人観光客の受入整備を目的とした事業。㉗は、周遊モデルコースを設定し観光パンフ・HPを作成したほか、フリーWi-Fiの共同無料サービスの運用やインバウンド促進に向けたセミナーなどを実施。㉘は、高梁川流域観光振興協議会を設立し、体制を強化。海外の旅行社等を招請した視察ツアーのほか、圏域内の事業者・団体を対象とした観光プロモーション事業などを実施。協議会負担金は、関係市町にて応分に負担。その他事業費は倉敷市の負担。

#### データで紡ぐ高梁川流域事業

圏域全体の人口・経済等のデータを一元化し、地域の住民や事業者等がまちづくりやビジネスに活用できるようデータを加工・分析・ビジュアル化する「仕組み」と「人材」を整備。

オープンデータを提供し、事業者が活用することで、圏域でのイノベーションや地域のビジネスの創出といった地域経済の活性化につなげる。

㉗は、まずは倉敷市に係るデータの収集・分析に着手し圏域の企業等を対象にセミナーを実施。㉘は先行型交付金が採択された(50百万円)。

#### 地域資源活用推進事業

企業に補助金を交付し、圏域内の地域資源を用いた研究開発・商品開発支援を実施。併せて、物産展・見本市等を開催して地域資源を発信するとともに、圏域内事業者の販路開拓を支援する。事業費は倉敷市の負担。

【出典：同上】

### 流域ソーシャルイノベーション推進事業

ソーシャルビジネス支援センターを設置し、社会起業家、NPO等に対する相談業務を実施。また、社会起業家等と金融機関・商工団体等との連携を促進するための支援ネットワークを構築。事業費は倉敷市の負担。

### 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

#### 保育士・保育所支援センター運営事業

圏域内での保育士確保等を目的に保育士・保育所支援センターの設置・運営を行い、コーディネーターを配置(2名)。圏域の認可保育所での就労希望者(潜在保育士)を対象とした再就職支援等各種研修事業を実施し、㉗は、約30名が復職する。事業費は倉敷市の負担。

#### 圏域内公共建物現況調査・台帳作成支援事業

倉敷市の専門技師のノウハウを活かし、希望する連携市町の公共施設の建物点検・修繕計画の策定・図面のデータベース化を行う(連携市町から倉敷市への委託)。連携市町はその成果を基に公共施設の将来的な管理計画を策定。民間への委託に比べ大幅なコスト削減を達成。

#### 移住交流推進事業、冊子作成等圏域発信事業

東京・大阪で開催される移住交流イベント等への圏域市町共同出展や倉敷市に所在するお試し住宅の運営、圏域への移住定住者を紹介した移住冊子の作成等を実施。㉗は、お試し住宅を通じて3組が移住し、内1組は圏域自治体に移住。事業費は倉敷市の負担。

### 3 「定住自立圏構想」

#### 3.1 「定住自立圏構想」の推進

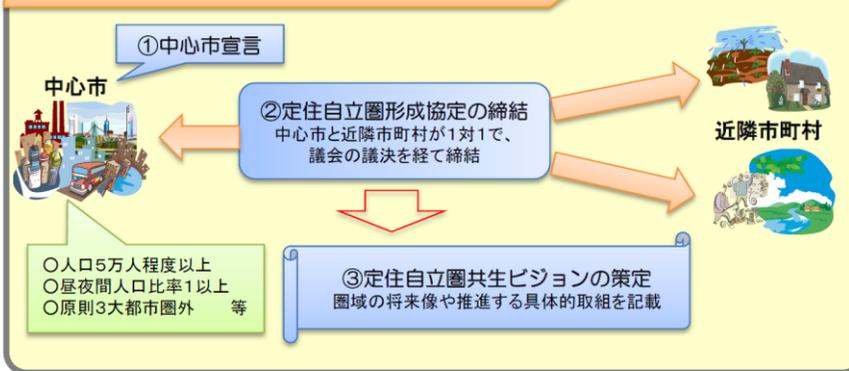
##### 定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

【圏域に求められる役割】

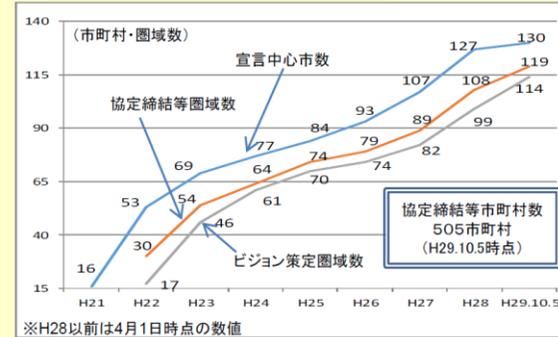
- ①生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ②結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

##### 圏域形成に向けた手続



##### 定住自立圏構想への取組状況

KPI: 2020年 140圏域 (H29.10.5現在 119圏域)



##### 定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

###### 特別交付税

- ・包括的財政措置（平成26年度から大幅に拡充）  
（中心市 4,000万円程度→8,500万円程度）  
（近隣市町村 1,000万円→1,500万円）
- ・外部人材の活用に必要な経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保に必要な経費に対する財政措置 等

###### 地方債

- ・地域活性化事業債を充当※（充当率90%、交付税算入率30%）  
※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

###### 各省による支援策

- ・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

【出典：総務省 HP「政策 > 地方行財政 > 地域力の創造・地方の再生 > 定住自立圏構想」「定住自立圏構想の概要 (PDF)」】

### 3.2 定住自立圏構想の取組状況（平成29年10月5日現在）

都道府県	宣言中心市	中心市要件を満たす市(左記を除く)
北海道	【函館市】、小樽市、【旭川市】、室蘭市、釧路市、帯広市、網走市、苫小牧市、稚内市、名寄市・士別市(複眼型)、滝川市・砂川市(複眼型)、富良野市	千歳市、石狩市
青森県	【八戸市】、弘前市、五所川原市、十和田市・三沢市(複眼型)、むつ市	—
岩手県	奥州市・北上市(複眼型)、一関市	宮古市、大船渡市、釜石市
宮城県	石巻市、大崎市	気仙沼市
秋田県	能代市、横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、大仙市	—
山形県	【山形市】、鶴岡市、酒田市、新庄市	米沢市、東根市
福島県	白河市、喜多方市、南相馬市	〈福島市〉、会津若松市、二本松市
茨城県	〈水戸市〉	日立市、土浦市、常総市、〈つくば市〉、鹿嶋市、筑西市、神栖市
栃木県	栃木市、佐野市、日光市、小山市、大田原市、那須塩原市	真岡市
群馬県	〈伊勢崎市〉	〈太田市〉、富岡市
埼玉県	秩父市、本庄市	—
千葉県	旭市	館山市
東京都		—
神奈川県		—
新潟県	〈長岡市〉、新発田市、村上市、燕市、糸魚川市、南魚沼市	柏崎市、十日町市、〈上越市〉、佐渡市
富山県		黒部市
石川県		七尾市、小松市
福井県		〈福井市〉、敦賀市、越前市
山梨県	北杜市	〈甲府市〉
長野県	上田市、飯田市、伊那市、中野市・飯山市(複眼型)、佐久市	〈松本市〉、諏訪市
岐阜県	美濃加茂市	大垣市、高山市、関市
静岡県	湖西市	〈沼津市〉、〈富士市〉、磐田市、掛川市、裾野市
愛知県	刈谷市、西尾市	安城市、田原市
三重県	伊勢市、松阪市、いなべ市、伊賀市	〈津市〉、〈四日市市〉、亀山市

※表右欄の中心市要件を満たす市については、以下の市を除く  
 ○指定都市・中核市  
 ○中心市又は近隣市として定住自立圏又は連携中枢都市圏に取り組んでいる市  
 ○多自然拠点都市の要件のみを満たす市

都道府県	宣言中心市	中心市要件を満たす市(左記を除く)
滋賀県	彦根市、長浜市、東近江市	草津市
京都府		福知山市
大阪府		—
兵庫県	洲本市、豊岡市、西脇市、加西市・加東市(複眼型)、たつの市	小野市
奈良県	天理市	—
和歌山県		田辺市
鳥取県	〈鳥取市〉、米子市(複眼型)、倉吉市	—
島根県	〈松江市〉(複眼型)、浜田市、出雲市、益田市	—
岡山県	津山市、備前市	—
広島県	三原市、庄原市	三次市
山口県	【下関市】、山口市、萩市、長門市	下松市、周南市
徳島県	〈徳島市〉、阿南市	—
香川県	【高松市】、丸亀市、観音寺市	坂出市
愛媛県	今治市、宇和島市	新居浜市、大洲市、四国中央市
高知県	【高知市】、四万十市・宿毛市(複眼型)	—
福岡県	大牟田市、【久留米市】、田川市、八女市	飯塚市、朝倉市
佐賀県	唐津市、伊万里市	〈佐賀市〉、鳥栖市
長崎県	【長崎市】、五島市	島原市、諫早市
熊本県	八代市、人吉市、玉名市、山鹿市、菊池市、天草市	—
大分県	中津市、日田市	—
宮崎県	都城市、延岡市、小林市、日向市	日南市
鹿児島県	鹿屋市、指宿市、薩摩川内市、南さつま市	霧島市、奄美市
沖縄県	宮古島市	浦添市、名護市
合計	130	70

- 定住自立圏は130市が中心市宣言済み。
- 119圏域(505市町村)で定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定済み。
- 114圏域が定住自立圏共生ビジョン策定済み。

以下の29市が宣言連携中枢都市(平成29年9月7日現在)  
 八戸市、盛岡市、新潟市、富山市、高岡市・射水市(複眼型)、金沢市、長野市、岐阜市、静岡市、姫路市、岡山市、倉敷市、広島市、呉市、福山市、山口市・宇部市(複眼型)、下関市、高松市、松山市、高知市、北九州市、久留米市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市

※【】は中核市  
 ※〈〉は中核市要件を満たす市(指定都市・中核市を除く)  
 ※網掛けは宣言連携中枢都市

【出典：総務省 HP「政策 > 地方行財政 > 地域力の創造・地方の再生 > 定住自立圏構想」 「全国の定住自立圏構想の取組状況(平成29年10月5日)」】

### 3.3 定住自立圏取組事例（1 北海道 南北海道定住自立圏）

圏域の概要	
圏域人口 (中心市人口)	442,668人 (265,979人)
圏域面積 (中心市面積)	6,567.8km <sup>2</sup> (677.9km <sup>2</sup> )
中心市の 昼夜間人口比率	1.028
近隣市町村数	17

※平成27年国勢調査結果より

圏域形成の経緯	2市16町からなる南北海道（渡島・檜山）圏域は、北海道で最も早く拓けた地域であり、歴史・文化的なつながりはもちろんのこと、函館市を中心とした通勤・通学、買い物などの生活圏が形成されており、各自治体間においても、定期的な市町長会議の開催や各種事務の共同処理、広域連合による大学設置など、広域的課題に対しこれまでも連携しながら取り組んできたところ。																								
圏域形成の目的	医師不足の深刻化に起因する「広域救急医療体制の充実」や北海道新幹線開業による波及効果を高めるための「広域観光の推進」、さらには、域内の移動容易性確保に寄与する「交通ネットワーク整備」など、圏域全体の課題を連携して解決することを目的としている。																								
今後の目指す方向性	「安全・安心」な定住環境の整備、域内移動容易性の確保、交流人口の拡大という3つの視点を持ちながら、連携市町の個性を尊重した連携を進め、「安心と交流でつながる南北海道」を目指す。																								
実施体制	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>南北海道市町村連絡会議</b> (2市16町 首長会議 年1回)</p> <p style="text-align: center;"><b>定住自立圏担当課長会議</b> (年2回程度 ブロック毎に開催)</p> </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 10px; margin-bottom: 10px; background-color: #fff9c4;"> <p style="text-align: center;">共生ビジョン懇談会(年2回程度)</p> <p>(メンバー構成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員数: 12名(中心市5名、連携市町7名)</li> <li>※圏域を3つのブロックに分け、ブロック毎に委員を選出</li> <li>・選出分野(平成29年5月16日現在)</li> <li>(1) 学識経験者 1人(中心市)</li> <li>(2) 医療 1人(中心市)</li> <li>(3) まちづくり・観光 8人(中心市1人、連携市町7人)</li> <li>(4) 公共交通 1人(中心市)</li> <li>(5) 国際化 1人(中心市)</li> </ul> </div>																								
取組分野	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>医療</td> <td>○</td> <td>環境</td> <td></td> <td>地産地消</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福祉</td> <td></td> <td>地域公共交通</td> <td>○</td> <td>交流移住</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育</td> <td></td> <td>ICTインフラ</td> <td></td> <td>合同研修・人事交流等</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>産業振興</td> <td>○</td> <td>交通インフラ</td> <td>○</td> <td>その他</td> <td>○</td> </tr> </table>	医療	○	環境		地産地消		福祉		地域公共交通	○	交流移住		教育		ICTインフラ		合同研修・人事交流等	○	産業振興	○	交通インフラ	○	その他	○
医療	○	環境		地産地消																					
福祉		地域公共交通	○	交流移住																					
教育		ICTインフラ		合同研修・人事交流等	○																				
産業振興	○	交通インフラ	○	その他	○																				

中心市	函館市	近隣市町村	北斗市,松前町,福島町,知内町,木古内町,七飯町,鹿部町,森町,八雲町,長万部町,江差町,上ノ国町,厚沢部町,乙部町,奥尻町,今金町,せたな町		
中心市宣言日	2013年9月26日	協定等締結日	2014年3月27日	現行ビジョン策定日	2014年9月30日

### 主な取組事業

事業名	ドクターヘリの運航	分野	医療
事業概要	<p>中心市の基幹病院である市立函館病院を基地病院とし、圏域全体を対象としたドクターヘリを導入する。また、基幹病院において必要な施設整備を行うほか、2市16町が連携して運航支援を行う。</p> <p>基地病院：市立函館病院 搬送医療機関：基地病院および二次輪番制度に基づいた医療機関、函館市以外の圏域内救急告示病院 運航開始：平成27年2月16日</p>		
開始時期、取り組んだきっかけ	<p>運航開始：平成27年2月16日</p> <p>平成24年に、圏域内の複数自治体からドクターヘリ導入の要望が示され、その後検討を続けた結果、平成25年7月に開催された「道南ドクターヘリ導入調査検討会」において導入が確認された。</p> <p>また、その際同時に定住自立圏の形成についても各市町から了承を得られたことから、定住自立圏の形成を進めるとともに、事業の柱としてドクターヘリを導入することとなった。</p>		
役割分担	<p>中心市は、ドクターヘリの導入に際して必要となる設備等のハード面を整備する。</p> <p>中心市と近隣市町は、運行経費について、人口や利用者数に応じた経費の負担を行う。</p>		
事業のKPI、効果	<p>ドクターヘリ導入により、離島を含む全てのエリアにおいて医師の早期診療が可能となるほか、大幅な搬送時間短縮効果が期待されるなど、圏域全体の救命率の向上が図られる。</p> <p>KPI：「事前選定冬季使用可能ランデブーポイントの箇所数」 現状値：46箇所（平成28年） 目標値：平成28年より多い（平成30年）</p>		
担当課 連絡先	<p>企画部国際・地域交流課 0138-21-3619</p>		

## 4 ドイツの各州とメトロポール・レギオン

### 4.1 圏域図



【出典: ハンブルク HP、Dr. Rolf-Barnim Foth「Hamburg Metropolitan Regions」】

## 4.2 各圏域の概要

メトロポール レギオン名	中核都市	人口 2008年	設立
ライン-ルール	ケルン、ドルトムント、エッセン、デュッセルドルフ、デュイスブルク、ボッフム、ヴッパータール、ボン、ゲルゼンキルヘン、メンヘングラッドバッハ	11,693,041	1995
ベルリン・ブランデンブルク	ベルリン、ポツダム	5,954,168	同上
フランクフルト・ライン-マイン	フランクフルト、ヴィースバーデン、マインツ、ダルムシュタット、オッフエンバッハ	5,521,908	同上
シュトゥットガルト	シュトゥットガルト、ロイトリンゲン、エスリンゲン・アム・ネッカー、ハイルブロン	5,291,507	同上
ハンブルク	ハンブルク	4,286,123	同上
ハノーファー - ブラウンシュバイク - ゲッティンゲン	ハノーファー、ブラウンシュバイク、ゲッティンゲン、ヴォルフスブルク、ザルツギッター、ヒルデスハイム	3,879,373	2005
中部ドイツ	ライプツィヒ、ドレスデン、ケムニッツ、ハレ、ツヴィッカウ	6,901,813	1997
ミュンヘン	ミュンヘン	5,601,830	1995
ニュルンベルク	ニュルンベルク、フェルト、エアランゲン	3,598,323	2005
ブレーメン - オルデンブルク	ブレーメン、オルデンブルク、ブレーマーハーフェン	2,726,186	同上
ライン - ネッカー	マンハイム、ロードヴィヒスハーフェン、ハイデルベルク、ヴォルムス	2,361,435	同上

【出典：Ernst Klett Verlag GmbH ホームページ「Geographie Infothek」 「Infoblatt Europäische Metropolregionen in Deutschland」】

【出典：拙著「ハンブルク市の大都市政策と都市内分権」（日本都市センターブックレット『欧米諸国にみる大都市制度』（日本都市センター、2013年3月）第4章）】

(次回討論資料)

公共施設等総合管理計画の策定をめぐる国会論議（平成 26 年 5 月 13 日、  
参議院・総務委員会議事録抜粋）

○若松謙維君 公明党の若松謙維でございます。

今日は一般質疑でございますが、私は、この人口減少時代の自治体経営改革という観点から幾つか質問をさせていただきます。

もう誰もが認める少子高齢化が進行して、人口減少時代が迎えております。そして、いわゆる行政の歳出項目であります、いろいろな言い方ありますが、義務的経費、私は会計士なので、固定費と変動費という、こういう呼び方があります、これは行政も同じだと思います。特に義務的経費というのは、いわゆる固定費、これから人口減少ですので、やはり固定費は増やせない。かつ、変動費は、恐らく高齢化に伴っていわゆる高齢者福祉費等は増えると。じゃ、教育費はどうなっていくのかという、ちょっとこういった観点からまず質問をさせていただきますが、この人口減少時代の今後、老人福祉費、そして教育費、これはどういうふうに増減なっていくか、これについて推移をお答えください。

○政府参考人（佐藤文俊君） 地方公共団体の普通会計の決算で比較をしてみました。平成十四年度と直近データであります平成二十四年度の決算を比較してみますと、老人福祉費は三・八兆円から五・七兆円へ一兆九千億円増加をしております。これは五一％の増加になります。一方、教育費は、十七・六兆円から十六・一兆円へと、一兆五千億円、九％減少をしております。

今後の推移は、制度改正などの影響がありますので正確には分かりませんが、現行制度を前提としますと、老年人口がしばらく増加をしていきますので、これに伴って老人福祉費は増加し、年少人口は減っていきますから、これに伴って教育費は減少していくということになるかと思えます。

○若松謙維君 そこで、今、老人福祉費は増加、教育費は減少であります、その二つだけでも相殺しますと、いわゆるネットですか、としては、この少子高齢化でどうなるのでしょうか。

○政府参考人（佐藤文俊君） 今申し上げましたこの十年間の変化を比較いたしますと、先ほど申しましたように、老人福祉費が一兆九千億円の増加、教育費が一兆五千億円の減少ということですから、単純に足し合わせれば、全体としては歳出は増えているということになるかと思えます。

ただし、これには、単に人口の変化だけではなくて、制度改正などの影響も入っていると思えますので、ずっとそういう傾向でいくのかどうかということについては何とも申し

上げようがありません。

○若松謙維君 ちょっとざっくりとした聞き方で申し訳ないんですが、先ほどの老人福祉費、それと教育費、共にいわゆる変動費的な見方があると思うんですが、意外にこの老人福祉費、増えると思うんですけども、一人当たりのいわゆる経費となると教育費と比べてかなり少ないわけでありまして、今後、先ほど、増えるという傾向ではあるんですけども、じゃ、歳入はというと、今度は、これ人口減少もありますので、いわゆる所得税とかそういった、消費税ももちろん税率が変わらなければ減っていくということで、じゃ、全体的に歳入と歳出を踏まえて、今後財政は、いわゆる差額ですけども、結局増えていくのか減っていくのか、いわゆる支出の方が多くなっていくのか、それとも結局人口減少というのは支出も結果的に減っていくんだと、そこはどういう見込みでしょうか。

○政府参考人（佐藤文俊君） 一般的に言えば、人口が小さくなれば歳出は小さくなる。これは時系列的な比較でなくて水平的な比較をしても自明のことではありますので、総人口が減っていくということになれば超長期的には歳出も小さくなっていくんだらう、そういう傾向にはあるんだらうと思います。

ただ、そのときに、おっしゃるようにしばらくは老年人口が増えますから、これに係る経費は増えていく。一方で、若年人口が減ることによって教育費などが減っていくということになって、その関係がどうであるか。あるいは、その上に制度改正などもあろうかと思しますので、そういったものがどういうふうに影響するかということも考えなければならぬので、ちょっと難しいお尋ねですのでこの程度のお答えしかできませんけれど、お許してください。

○若松謙維君 じゃ、いろんな質問しながら、最終的にそこが一番関心があるところですので、ちょっと一緒に考えていきたいと思えます。

それでは、これは固定費なんですかね。特に人口減少が進んで、一方、公共施設の老朽化、これが進行するということでもあります。そうすると、地方公共団体の財政負担軽減のために施設の維持管理費を、これを効率化すると、これはやらなければいけないものだと思います。

今後、人口動態があると思うんですけども、この維持管理しなければいけない一方、人口減少でもありますので、恐らくは既存の施設の選択と集中、いわゆる取捨選択ですね、これも同時に進めていかなければいけないと思うんですけども、この新しい支出、また更新のための支出、これも、いずれにしても人口減少を抑えていくという、これがやっぱりもうやらなければいけない課題だと思うんです。具体的にはどんな取組しているのかどうかについて伺います。

○副大臣（関口昌一君） 地方公共団体において、特に一九七〇年代は、都市化に伴って、経済発展に伴って公共施設等が建設をされてまいりました。ちょうどこれら公共施設等が大量に更新時期を今迎えて、老朽化対策が大きな問題となっております。一方、先生おっしゃるとおり、地方公共団体では大変厳しい財政状況、さらに人口の減少、少子化等により、今後の公共施設等の利用需要が変化していくことが見込まれております。

そうした中で、地方公共団体においては、現状を踏まえて早急に公共施設等の全体の状況を把握して、長期的な視点を持って公共施設等の管理を計画的に行うことによって、財政負担の軽減、平準化や公共施設等の最適な配置の実現を図るように考えております。

そのため、総務省においては、地方公共団体が公共施設等の管理を長期的な視点を持って計画的に行うため、公共施設等総合管理計画の策定を要請したところであります。

計画策定に要する経費に係る特別交付税措置、二十六年度から三年間、二分の一、特別交付税措置ということであります。さらに、計画に基づく公共施設等の除却に係る地方債の特例措置によって計画策定を支援してまいりたいと考えております。

御指摘いただきました、このような中、公共施設の管理計画の策定の中で、予防的修繕等による公共施設等の長寿命化、PPP、PFIの積極的な活用、さらに多目的の公共施設等の合築、市区町村域を超えた広域的な検討をすることによって、御指摘の選択と集中の観点も踏まえた検討によりまして公共施設等の更新費用等の抑制も進んでいくと考えております。

○若松謙維君 この公共施設等総合管理計画、これは非常に大事な作業でありますので、今、公会計固定資産台帳ですか、固定資産台帳の、公会計も含めて今進んでおりますので、これは是非やっていただきたいということなのですが。

ちょっと、済みません、質問通告していないんですけど、もし、イメージ的に分かる範囲で。

私は実は東北、北海道中心に活動しているんですけど、いわゆる限界集落という言葉があります。そこの町に行きますと、数世帯が残っていると。特に冬場、大変、私、岩手の二戸へ行ったときは、途中で舗装されていない道路を行くんです、その九世帯の方にお会いするために。毎日、道路が変わるんですね。どういうことかということ、雪で、こっちが川になったり、こっちが川になったりと、そういったところが実はいっぱいあるわけであります。

こういったところに対して、先ほどの人口減少そして高齢化というときに、何というんですかね、大変お一人お一人の住環境を考慮しなくちゃいけないんですけども、やはり、いわゆるどちらかといったら、駅とか町とか、コンパクトシティというのを実際青森等もやっているんですけど、なかなか現実にはうまくいかないということですが、やっぱりこの人口減少、高齢社会においてはこういった特に限界集落的な方々に対しての地域政策というのを、どうあるべきかという、何か検討というか一つの方向性とい

うのが出されているのでしょうか。

○国務大臣（新藤義孝君）　ここは非常に重要な部分だと思います。

端的に言うならば、これまでの行政サービスの限界を超えるということだと思うんですね。ですから、今までと同じやり方でもし対処するならば、人を増やし、公共施設を整備すると。しかし、その限界集落は全国至る所にむしろ増えていくわけでありまして、効率性を求めるという観点からすればそれはコンパクトシティという構想もございますけど、全ての方がそのようになるわけではないということになります。だから、私たちは、今もう、少し考え方を変えた新しいステージが必要だと私は思っているんです。

一つには、ICTを活用した効率的な町づくり、そして公共施設の整備ができないかということ、さらには、いわゆる社会的課題を解決するような、コミュニティビジネスとかソーシャルビジネスと言われている分野でありますけれども、行政とは違う、また奉仕団体とも違う、そういう社会的課題を解決するための活動が、それが仕事として成り立つような、そういう仕組みもつくらなければいけないと、このように思います。

それから、何よりも、そういった地域に人が住み続ける、また逆に、そういった住んでいる方々を支援するための新しい人がそこに入っていきような、そういう仕組みも必要だと。これにおいては、地域活性化や地方分権の取組というものが、そこで効果を出すために我々もやらせていただいているわけでありまして、総合的な政策を取っていかなくてはいけなくて、それは今までと同じやり方、またその延長ではなくて、これを、今までのものを踏まえながら新しい仕組みというものを私たちはつくるべきではないかと、まあ、私の私見がかなり入っておりますが、そういうことが重要だと思っております。

（以下、省略）

【出典：参議院 HP「国会会議録検索システム」による。】